

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第5区分

【発行日】平成23年6月16日(2011.6.16)

【公開番号】特開2011-89245(P2011-89245A)

【公開日】平成23年5月6日(2011.5.6)

【年通号数】公開・登録公報2011-018

【出願番号】特願2010-217355(P2010-217355)

【国際特許分類】

D 0 6 N	3/00	(2006.01)
D 0 4 H	1/42	(2006.01)
D 0 4 H	1/46	(2006.01)
C 0 8 L	101/00	(2006.01)
C 0 8 L	33/00	(2006.01)
C 0 8 J	5/10	(2006.01)
B 6 0 R	13/02	(2006.01)

【F I】

D 0 6 N	3/00	
D 0 4 H	1/42	X
D 0 4 H	1/46	A
D 0 4 H	1/46	C
C 0 8 L	101/00	
C 0 8 L	33/00	
C 0 8 J	5/10	C E R
C 0 8 J	5/10	C E Z
B 6 0 R	13/02	B

【手続補正書】

【提出日】平成23年4月20日(2011.4.20)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

単層あるいは多層構造を有する不織布または織編物の基材層上に、単層あるいは多層の合成樹脂からなる樹脂層を形成した合成皮革であって、

前記樹脂層が吸湿性微粒子を含有し、かつ発汗シミュレーション装置測定による掌内湿度の発汗開始1分後の上昇(H)が20%RH以下であり、

1.47N/cm<sup>2</sup>荷重時の平均表面摩擦係数(MIU)が0.25以下であることを特徴とする自動車内装材用合成皮革。

【請求項2】

前記樹脂層が多層であり、最表層が吸湿性微粒子を含有する請求項1に記載の自動車内装材用合成皮革。

【請求項3】

前記吸湿性微粒子の平均粒子径が1μm～50μmである請求項1又は2に記載の自動車内装材用合成皮革。

【請求項4】

前記樹脂層の吸湿性微粒子の含有量が、2g/m<sup>2</sup>～50g/m<sup>2</sup>である請求項1～3の

いずれか一項に記載の自動車内装材用合成皮革。

【請求項 5】

前記吸湿性微粒子の 50 質量 % 以上がアクリル系架橋重合体を原料としたものである請求項 1 ~ 4 のいずれか一項に記載の自動車内装材用合成皮革。

【請求項 6】

前記基材層が、上層を構成する纖維構造体と下層を構成する纖維構造体とが機械的交絡により積層された 2 層構造を有する不織布であり、

上層の目付量が 40 g / m<sup>2</sup> ~ 150 g / m<sup>2</sup>、上層を構成する纖維の纖度が 0.000 1 d tex ~ 0.5 d tex であり、

下層の目付量が 40 g / m<sup>2</sup> ~ 200 g / m<sup>2</sup>、下層を構成する纖維の纖度が 1.5 d tex ~ 10.0 d tex である請求項 1 ~ 5 のいずれか一項に記載の自動車内装材用合成皮革。

【請求項 7】

前記基材層が单層あるいは多層構造を有する不織布であって、  
該不織布は、密度が 120 kg / m<sup>3</sup> ~ 250 kg / m<sup>3</sup>、破裂強度が 400 N ~ 1000 N かつ剛軟度が 1 mm ~ 120 mm である請求項 1 ~ 6 のいずれか一項に記載の自動車内装材用合成皮革。